

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成

2 魅力ある学校づくり

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

1 豊かな人間性と生きる力の育成

現状と課題

創造性や社会性、自立意識に欠ける子どもが増えていると言われるほか、子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にできる心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 地域資源を活用した体験学習機会の増加

- 公民館等を拠点として、愛護班等の社会教育団体が地域で実施する青少年を対象とした体験活動を支援します。
- ◎ 児童、PTAを対象に、地域における食文化や農産物に関する知識を高め、食と農に対する理解を深めます。

(2) 社会性等の育成

- 青少年健全育成活動を、県民総ぐるみ運動として展開します。
- ◎ 中・高校生の社会性や勤労観・職業観の育成に努めます。
- ◎ すべての県立高校等において、保育・介護や伝統文化の体験活動など、地域との交流を通して助け合い・支え合いによって地域を支える人材を育成します。
- 地域の人材や多様な社会人の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の実践を行い、県内道徳教育の充実に努めます。

- 県立高校等を対象として、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進し、環境教育の充実に努めます。

（3）優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供

- えひめ愛顔の子ども芸術祭をはじめ、子どもを対象とした芸術文化に参加・鑑賞する機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する総合科学博物館、歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、子どもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

（4）子どもの体力の増進

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- ◎ えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。

（5）子どもの健康の保持

- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。

（6）食育の推進

- ◎ 保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じた子どもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実に努めます。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
41 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23 回／年 (H25)	26 回／年 (R6)	農産園芸課
42 インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	59.3% (H30)	62.0% (R6)	高校教育課
43 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	210.4% (H30) <small>※豪雨災害復興支援により実績増</small>	205% (R6)	高校教育課
44 総合型地域スポーツクラブの会員数	6,461 人 (H29)	7,100 人 (R4)	地域スポーツ課
45 朝食を欠食する県民の割合（小学生）	5.3% (H27)	0% (R6)	健康増進課

2 魅力ある学校づくり

現状と課題

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通う子どもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

具体的な施策

(1) 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- ◎ 地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- ◎ 全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。
- 地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。
- ◎ 「えひめ学校教育サポーター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に向向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源を子どもたちの教育に活かします。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。

(3) 安全で豊かな学校環境の提供

- ◎ 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。
また、小中学校等校舎については、一刻も早い耐震化完了に向けた取組みを促進します。
- ◎ 県立学校において、教室へのエアコン設置率100%を目指すとともに、ICT環境整備による教育の情報化を一層推進します。

- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する指導の進め方等の研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます。
- 学校関連施設の木造化・木質化を推進します。

(4) 就学機会の確保

- 家庭の状況にかかわらず、全ての就学の意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、公立高校生については、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により授業料を助成（令和2年4月から年収 590 万円未満世帯は実質無償化）するほか、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、制度の周知・啓発に努めます。
- 労働者の子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
46 県立学校への学校評議員の設置率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
47 公立小中学校における学校評議員（類似制度含む。）の設置率	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
48 「えひめ学校教育サポーター企業」登録企業・団体数	198 (R1)	218 (R6)	社会教育課
49 県立学校の教室へのエアコン設置率	59.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
50 県立学校の普通教室における電子黒板の整備率	28.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
51 学校の耐震化率（市町立小中学校）	80.3% (H26)	100% (市町による)	義務教育課

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

現状と課題

テレビや雑誌、インターネット、スマートフォンの普及など、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しています。

このため、こうした有害環境の浄化に取り組むことが必要です。

また、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- 有害図書類等の指定を行うとともに、販売店等の立入調査を実施し、青少年への販売等の防止を図ります。
- 青少年が携帯電話等を購入する際に、販売事業者にフィルタリングサービス等の説明を義務付けるなど、フィルタリングの利用を働き掛けるほか、保護者や教職員青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。
- 発達の段階に応じて、ネットトラブル等に対応する力や情報の真偽を見極める力を育成する情報教育を推進します。

(2) 非行防止

- ◎ 全ての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ◎ 子ども・若者の自殺死亡率の減少に向けて、県民の自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・周知に努めます。
- ◎ 尊い命が自殺で失われることがないように関係機関と連携を図りながら、SOSの出し方に関する教育をはじめとする自殺予防対策の推進に努めます。
- ◎ 学童期から思春期の子どもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ◎ 心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

(4) 身近な場所での相談環境等の整備

- いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校などに効果的に対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用した、学校、家庭、地域及び福祉機関などの関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどの相談員を学校に配置し、児童生徒が心にゆとりを持つことのできる教育相談体制の充実を図ります。
- 「いじめ相談ダイヤル 24」により、子どもや保護者からのいじめ問題等の相談に、カウンセリング経験豊かな相談員が 24 時間いつでも対応するとともに、SNSを活用したいじめ相談窓口「えひめほっとLINE」を開設します。
- 児童相談所に児童福祉司、児童心理司等を配置して、相談援助活動を展開します。
- 将来にわたり、DVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDVに対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供します。
- えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」において性暴力被害に関する相談を実施します。
- フリースクール等と連携し、学校以外の場における教育機会の確保や居場所づくり等を推進します。

(5) 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- 少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、刑事司法関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間の団体等と連携した支援に努めます。
- PTA、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
52 県立高校等での非行防止教室の開催率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
53 未成年の自殺死亡数	9人 (H27)	6人 (R6)	健康増進課
54 十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	4.7 (H30)	減 少 (R6)	健康増進課

55 不登校児童数（公立小学校）	323 人 (H30)	減 少 (R6)	義務教育課
56 不登校生徒数（公立中学校）	1,067 人 (H30)	減 少 (R6)	義務教育課
57 不登校生徒数（県立高校等）	282 人 (H30)	減 少 (H6)	高校教育課

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

2 共生への支援を要する子どもたちへのサポート

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

現状と課題

(1) 児童虐待の状況

本県の平成30年度における児童虐待相談対応件数は、児童相談所で890件、市町で902件、計1,792件と過去最多を記録し、深刻な状況にあることから、児童相談所の体制を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、要保護児童の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に繋げるため、児童相談所における児童福祉司等の専門職員を増やすとともに、研修等の実施により専門性向上を図る必要があります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のためには、身近な相談窓口である市町における相談支援体制の構築、強化も重要です。

さらに、同一家庭で、DVと児童虐待が行われることもあることから、DV対応と児童虐待対応の緊密な連携が必要です。

(2) 社会的養育の状況

本県の代替養育を受けている児童数は、平成31年3月現在で、514人（乳児院40人、児童養護施設385人、里親48人、ファミリーホーム41人）です。家庭で暮らすことができない理由は様々ですが、子どもたち一人ひとりのニーズに合わせた養育環境を提供することができるよう、子どもの権利擁護を念頭に、できる限り子どもの意向を尊重した対応に努める必要があります。

また、児童養護施設等に入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学、安定した生活を送るための支援を計画的に提供することが重要です。

具体的な施策

(1) 児童相談所による支援体制の強化

- ◎ 児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等の専門職員を、国が定める配置基準に沿って、計画的に配置します。
- 児童相談所において、一時保護等を行った児童福祉司以外の者に、保護者の指導を行わせることで、適切な一時保護と効果的な家庭支援に繋がります。
- 児童福祉司等の専門性を高める研修の実施や、警察との実践的な合同訓練により、現場対応力の向上を図ります。
- 弁護士から司法手続き等の助言を受けられる体制の整備により、適切な対応を行える体制整備を図ります。
- 精神科医、カウンセラーなどの協力を得て、親子関係の修復、家族再生のための取組みを強化し、家庭復帰後の虐待の再発防止等のため家族支援を充実します。
- 児童相談システムの活用により、児童相談所内部、児童相談所間の情報共有に努めます。
- 個々のケースに応じたリスクアセスメントの下、子どもの安全確保を最優先とした措置をとるとともに、適切な進行管理を徹底します。
- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共用などによる職員の資質やスキルの向上に努めます。
- 児童相談所毎に地域連絡会を実施します。
- ◎ 児童相談所における夜間・休日の相談体制の充実に努めます。
- ◎ 相談支援機能や一時保護の充実のため、児童相談所の施設・設備の改善や、子どもの権利擁護に配慮した体制づくりに取り組みます。
- ◎ 児童虐待対応とDV対応の連携強化を図るため、児童相談所と婦人相談対応機関との積極的な情報共有に取り組みます。
- 児童の安全確保に向けた児童相談所と警察との連携強化に取り組みます。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。

(2) 地域における相談支援体制の構築・強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- ◎ 児童問題の相談窓口になる市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施します。
- ◎ 子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。
- ◎ 全市町での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を働き掛けます。
- 小児症例を扱う拠点病院を中心とした児童虐待防止医療ネットワークの構築に取り組みます。
- 施設の里親支援専門相談員等の配置を促し、地域の里親支援や施設機能を活用した子育て短期支援事業等の実施など、地域の子育て家庭への支援を推進します。

(3) 家族的な温もりを感じられる養育環境の確保

- ◎ 平成28年の改正児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を念頭に、児童相談所において、要保護児童の意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備に取り組みます。

- ◎ より家庭的な環境の下での児童の養育を推進するため、家庭に迎え入れて養育する里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親制度の広報・普及に努めるとともに、新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの支援に努めます。
- ◎ 家庭復帰が見込めない場合には、パーマネンシー保障（永続的解決）の観点から、特別養子縁組の積極的な活用を検討します。
- ◎ 児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、施設における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。また、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
- 要保護児童の自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。

(4) 自立支援、相談支援機能の充実

- 入所児童に対しては、児童養護施設等において、自立支援計画を作成し、計画的に自立に向けた準備を行います。
- ◎ 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホーム（共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、児童の自立を支援する事業所）への入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
- ◎ 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
58 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保		子育て支援課
59 一時保護所における環境改善（個別対応化）	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		子育て支援課
60 要保護児童対策地域協議会における調整担当者（専門研修受講済）の配置	8 市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
61 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	全市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
62 養育支援訪問事業の実施市町数	12 市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
63 児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援		子育て支援課

64	小規模化・地域分散化した施設数 (児童養護施設・乳児院)	11 施設 (H30)	12 施設 (R6)	子育て支援課
65	自立援助ホームの設置数	4 か所 (H30)	6 か所 (R6)	子育て支援課
66	ファミリーホームの設置数	12 か所 (H30)	14 か所 (R6)	子育て支援課
67	養育里親の登録数	141 世帯 (H30)	260 世帯 (R6)	子育て支援課
68	里親・ファミリーホームへの児童 の委託率	16.9% (H30)	30.4% (R6)	子育て支援課
69	子ども家庭総合支援拠点を設置す る市町数	0 市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
70	児童家庭支援センターの設置数	1 か所 (H30)	3 か所 (R6)	子育て支援課

2 共生への支援を要する子どもたちのサポート

現状と課題

すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がい児（者）やその家族が、地域生活において必要な支援を受けられるよう、体制整備に努めることが必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

具体的な施策

(1) 障がい児（者）の地域生活における支援の充実

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けられることができる体制の整備を進めます。
- ◎ 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の必要な支援を、身近な地域で受けられることができる体制づくりを進めます。
- 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、地域が一体となった乳幼児期からの支援体制の整備に取り組みます。
- 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町における発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「県立子ども療育センター」等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けられることができる環境の整備を進めます。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障

害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。

- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育に携わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定水準の知識・技能を得られるよう、研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- ◎ 障がいのある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進します。
- ◎ 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。

(3) 障がい児（者）雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組みを強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

(4) 外国人児童生徒に対する支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組みを支援します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
71 障害児通所支援の利用児童数	3,072 人 (H29)	4,917 人 (R2)	障がい福祉課
72 ふれあい親善大使の派遣	222 か所 (H29)	230 か所 (R6)	特別支援 教育課
73 個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	87.5% (H30)	100% (R6)	特別支援 教育課

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

現状と課題

増加傾向にあったひとり親家庭は、平成 23 年度以降減少傾向にあります。厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親世帯の一世帯あたり平均所得金額は総じて低く、非正規雇用で働く者の割合が高い母子家庭が多いことがその要因とも言われています。

このため、ひとり親家庭の子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するためにも、ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送るための就業支援や、就業のために不可欠な子育て・生活支援、ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援など、ひとり親家庭のニーズに即した支援施策の一層の充実が必要です。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立が困難で、経済的に厳しい環境に置かれている家庭が少なくないことから、支援を必要とする父子家庭には、母子家庭と差異のない支援が必要です。

具体的な施策

(1) ひとり親家庭等に対する就業支援

- ◎ 就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- ◎ 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。

(2) ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- 保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援を行うなど、子どもの居場所づくり、生活の向上に努めます。
- ◎ ひとり親家庭の児童のためにボランティアによる学習支援を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。
- 県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。
- 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、愛媛県居住支援協議会を通じ、民間賃貸住宅への入居を支援します。

(3) ひとり親家庭等に対する経済的支援

- 必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適時・適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成など、経済的負担の軽減の支援に努めます。

(4) ひとり親家庭等に対する相談・支援

- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」により、相談事例集や各種行政支援情報を配信し、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
74 就業支援講習会受講生の就業率	54.4% (H28～H30)	60.0% (R6)	子育て支援課
75 自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
76 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
77 ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R1)	10市町 (R6)	子育て支援課

愛媛県子どもの生活実態調査の結果から、
関係する内容を記載（精査中）

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

1 安全・安心なまちづくり

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

3 子育て家庭の遊び場等の整備

1 安全・安心なまちづくり

現状と課題

平成 30 年の愛媛県の刑法犯認知件数は 8,626 件（1 日平均約 24 件：多くが窃盗犯）であり、戦後最多を記録した平成 15 年以降、年々減少しているものの、全国的には子どもが被害に遭う凶悪犯罪や、通学路及び園外活動時における交通事故が多発しており、特に、登下校中における安全確保が課題となっています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（平成 25 年条例第 25 号）及び、平成 30 年 6 月に決定された「登下校防犯プラン」（平成 30 年 6 月 22 日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づき、子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で子どもの安全確保に向けた取組みを推進しているところであり、引き続き、犯罪被害に遭いやすい子どもが安心して生活できる安全な地域づくりに努めることが必要です。

また、交通ルールを守る習慣を身につけていない子どもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達な子どもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

具体的な施策

（1）事業所と連携した子どもの見守り活動の促進

- ◎ 子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所や子どもの見守り活動を行う事業所等の参加促進に努めます。

（2）住民等の自主防犯活動の促進

- 各種広報媒体を通じて、迅速な不審者情報等の提供に努めます。
- 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、地域や防犯ボランティア団体

等との連携を強化します。

(3) 防犯設備・機器等の導入促進

- 犯罪の未然防止に役立つ防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

(4) 子どもを性犯罪等から守るための活動の推進

- 性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する取締りを推進します。
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- ◎ 不審者対応訓練や防犯教室等を通じて子どもの危険回避能力の向上に努めます。

(5) 少年サポート活動の充実

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年心理専門員等が適切に対応するとともに、少年の立直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

(6) 薬物から子どもを守るための活動の推進

- 少年や保護者等に対して、危険ドラッグやシンナー、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組みを推進します。

(7) サイバー犯罪から子どもを守るための活動の推進

- ◎ 子どもや保護者に対する情報モラル教室を積極的に実施します。
- 子ども、保護者や学校関係者等に対して、サイバー犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。

(8) 子どもの交通事故の防止

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。
- 安全教育指導員、セーフティーリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用する子どものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、「命を救うヘルメット」を普及・促進し、自分の命は自分で守る意識の向上を図ります。

(9) 交通事故防止環境づくりの推進

- ◎ 歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全確保のため、歩道整備等に取り組みます。
- 市町とも連携し、保育施設や学校施設等におけるブロック塀をはじめとする施設の点検・安全対策を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
78	まもるくんの車（子どもの見守りを行う営業用車両）の登録数	5,592 台 (H30)	増加 (R6)	生活安全 企画課
79	不審者対応訓練の実施回数	365 回 (H30)	増加 (R6)	生活安全 企画課
80	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	262 回 (H30)	増加 (R6)	少年課
81	LED信号機の整備数	12,796 灯 (H30)	増加 (R6)	交通規制課

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

現状と課題

子どもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害（地震・台風・集中豪雨等）の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

具体的な施策

(1) 交通事故の防止対策

- ◎ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート 100%着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

(2) 災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
82 チャイルドシート等の着用率	59.1% (R1)	100% (R6)	消防防災 安全課

3 子育て家庭の遊び場等の整備

現状と課題

子どもは遊びをはじめとした様々な体験や他者との関わりを通して成長しますが、少子化や都市化が進展し地域住民の関係が希薄化した地域では、子どもや子育て家庭が自由に利用できる健全な「遊びの場」の維持・充実が課題とされています。

また、子育て家庭が利用する場所や公営住宅等には、ベビーカーを利用する乳幼児連れの子育て家庭等も安心して利用できるバリアフリー化等への対応が求められているほか、子どもが安心して過ごせる居場所として児童館等の重要性も増しており、適切な環境整備に取り組む必要があります。

具体的な施策

(1) 児童館・児童センター活動の充実

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通して子どもたちの健全な育成を支援します。
- ◎ 指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

(2) 子どもの遊びや学びの支援

- ◎ えひめこどもの城の魅力向上に取り組むとともに、とべ動物園とを結ぶ遊具の整備・運用や共同イベントの実施など、両施設の連携を強化し、子どもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、子どもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用や子ども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会や子どものための講演会の開催等、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

(3) 子育て家庭に安全・快適な環境づくり

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎ 県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、子どもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
83 児童館の設置数	45 館 (H30)	45 館 (R6)	子育て支援課
84 えひめこどもの城の来園者数	365,250 人 (H30)	450,000 人 (R5)	子育て支援課
85 バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.3% (R1)	80.0% (R6)	建築住宅課

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

1 子育てしやすい職場環境づくり

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

1 子育てしやすい職場環境づくり

現状と課題

性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革や職場における環境整備、女性活躍の推進等の取組みが進められています。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方が選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、職場における人材の確保・定着を図るためにも、子育てと仕事の両立を阻害する、職場における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組みを進める必要があります。

具体的な施策

(1) 職場における意識改革の促進

- ◎ 子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立支援に取り組む県内中小企業を認証する「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成を促進します。
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。
- 「イクボス」に地域活性化の視点を盛り込んだ愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進し、長時間労働の削減や柔軟な働き方の実現など、男女ともに働きやすく、働きがいのある職場環境の整備を進めます。
- 女性活躍推進法の改正を踏まえ、愛媛労働局等と連携し、特に中小企業に対して一般事業主行動計画の策定等について周知を行います。

(2) 出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組み

- 子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の制限、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた企業の取組みを促進します。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、女性の早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

(3) 仕事と生活の両立支援をはじめとする働き方改革の促進

- 愛媛労働局等の関係機関と連携して県内企業の働き方改革に関する相談・支援体制を整備し、ライフステージや生活環境に応じた働き方が実現できる職場環境整備を支援します。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

(4) 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- ◎ 「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、子育てをはじめとする家庭生活と仕事が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内中小企業の社会的評価の向上を図ります。
- より多くの企業が次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
86 育児休業取得率	女性：91.7% 男性：4.8% (H29)	女性：91.7% 男性：10.0% (R5)	労政雇用課
87 えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数	643 件 (H30)	750 社 (R6)	労政雇用課
88 えひめ仕事と家庭の両立応援企業の上位認証件数	21 件 (H30)	50 件 (R6)	労政雇用課

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組みを進めていくうえで、各個人の意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や長時間労働の是正等に関心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画に関する普及啓発

- ◎ 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- ◎ 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。【再掲】
- 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。【再掲】

(2) 職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。
- 労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

(3) 長時間労働の是正等に向けた普及啓発

- 労働者がゆとりある生活時間の下、家事や子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しに向けた意識啓発に努めます。

(4) 職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進

- 子育て期の労働者が継続就労できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や子の看護休暇など、子育てを支援する各種制度の周知と利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
89	男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5% (H26)	40.0% (R2)	男女参画・ 県民協働課

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

現状と課題

子育てと仕事の両立を図るためには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 教育・保育サービスの充実【再掲】

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 放課後児童対策の総合的な推進【再掲】

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(3) 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
90	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	43.2% (R1)	向 上 (R6)	子育て支援課

